

「非居住者に係る金融口座情報の
自動的交換のための報告制度」
【関連用語集】
(令和4年4月1日以降用)

平成28年10月
(令和4年7月最終改訂)
国 税 庁

目次

1. 略語と正式名称	2
2. 本制度の対象者等に関連する用語	3
3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告金融機関等による 特定手続の実施等に関連する用語	11
4. 報告金融機関等による報告に関連する用語	27
5. 索引	29

※1 本資料は、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の概要」、「FAQ」及び「セルフチェックシート」の参照資料として作成を行ったものです。そのため、本資料で使用される用語及び内容が、法令上の定義規定及び内容と完全に一致するものではないことにご留意ください。

※2 本資料は、令和4年4月1日現在施行されている法令に基づいて作成しています。

1. 略語と正式名称

略語	正式名称
法	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和44年法律第46号)
令	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令 (昭和62年政令第335号)
規	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令 (昭和44年大蔵省、自治省令第1号)
平成28年改正規	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令 (平成28年総務省、財務省令第3号)
犯収法	犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成19年法律第22号)
犯収法規	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 (平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)

2. 本制度の対象者等に関連する用語

(新規特定取引、既存特定取引、報告金融機関等、営業所等、特定取引、特定取引から除外される取引)

【本制度の対象者】

報告金融機関等との間でその営業所等を通じて、

- (1) 平成29年1月1日以後に特定取引を行う者(新規特定取引を行う者)
- (2) 平成28年12月31日(又は報告金融機関等に該当することとなった日(注)(平成29年1月1日以後に報告金融機関等に該当することとなった者に限ります。))以下(2)及び「既存特定取引」の項(本ページ下段)において同じです。)以前に特定取引を行った者(既存特定取引を行った者)で同日において当該特定取引に係る契約を締結しているもの

(注) 具体的には、「報告金融機関等」の項の(3)又は(4)に掲げる者(4・5ページ)が最初にそれぞれ(3)(注)又は(4)(注)の要件(4・6ページ)を満たした期間の末日から2年を経過した日の属する年の12月31日をいいます(法10の5⑩、令6の12①、規16の7②)。

用語	内容	参照条文
新規特定取引	平成29年1月1日以後に行われる特定取引をいいます。当該特定取引を報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行う者が、本制度の対象となります(法10の5①前段)。	法10の5①前段
既存特定取引	平成28年12月31日以前に行われた特定取引をいいます。当該特定取引を行った者で同日において当該特定取引に係る契約を締結しているもの(注)が、本制度の対象となります(法10の5②本文)。 (注) 具体的には、「個人既存低額特定取引契約者」及び「個人既存高額特定取引契約者」並びに「法人既存特定取引契約者」が該当します(令6の3④一、六、七)。	法10の5②本文、 令6の3④一、六、七

2. 本制度の対象者等に関連する用語

(新規特定取引、既存特定取引、報告金融機関等、営業所等、特定取引、特定取引から除外される取引)

用語	内容	参照条文
<p>報告金融機関等 (次ページに続く)</p>	<p>次に掲げる者(3及び4)の者にあつては、それぞれ(注)の要件を満たすものに限り(法10の5⑧一、令6の7①)。</p> <p>(1) 共通報告基準上の「預金機関(Depository Institution)」に相当するもの 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び無尽会社(令6の7①一)</p> <p>(2) 共通報告基準上の「特定保険会社(Specified Insurance Company)」に相当するもの 保険会社、保険業法第2条第7項に規定する外国保険会社等、共済水産業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(令6の7①二)</p> <p>(3) 共通報告基準上の「保管機関(Custodial Institution)」に相当するもの 金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者、同条第30項に規定する証券金融会社、特例業務届出者(同法第63条第5項に規定する特例業務届出者をいいます。(4)において同じです。)、海外投資家等特例業務届出者(同法第63条の9第4項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいいます。(3)及び(4)において同じです。)、移行期間特例業務届出者(同法附則第3条の3第1項(同条第7項において準用する場合を含みます。))の規定による届出をした者をいい、同条第1項ただし書(同条第7項において準用する場合を含みます。))の規定の適用がある者を除きます。(3)及び(4)において同じです。)、信託会社、信託業法第50条の2第1項の登録を受けた者、貸金業法施行令第1条の2第3号に掲げる者、商品先物取引法第2条第23項に規定する商品先物取引業者、社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関及び同条第4項に規定する口座管理機関(令6の7①三)</p> <p>(注) (3)に掲げる者のうち報告金融機関等とされるのは、平成23年1月1日(海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者にあつては、平成30年1月1日)以後に開始する事業年度のうち連続する3事業年度(その者が個人である場合にあつては、平成24年分(海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者にあつては、平成30年分)以後の年分のうち連続する3年間)において、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに限り(規16の7①一)。</p> <p>a その者の収入金額の合計額のうち特定取引(「特定取引」の項の(1)トからリまでに掲げるもの(7ページ)に限り(注)に係る契約に基づき管理する金銭又は有価証券(金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券又は同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利をいいます。(4)(注)及び「特定法人」の項の(10)(注5)e(13ページ)において同じです。))につき当該特定取引を行った者に提供した役務の対価の合計額の占める割合が20%以上であること。</p> <p>b その者の収入金額の合計額のうち金融商品取引法第2条第8項各号に掲げる行為及び商品先物取引法第2条第22項各号に掲げる行為に係る収入金額の合計額の占める割合が50%以上であること。</p>	<p>法10の5⑧一、 令6の7①②、 規16の7</p>

2. 本制度の対象者等に関連する用語

(新規特定取引、既存特定取引、報告金融機関等、営業所等、特定取引、特定取引から除外される取引)

用語	内容	参照条文
<p>報告金融機関等 (次ページに続く)</p>	<p>((注)の続き)</p> <p>(3)に掲げる者が前ページa又はbに掲げる要件のいずれかを満たした場合には、その者は、最初にその要件を満たした期間の末日から2年を経過した日の属する年の12月31日後、報告金融機関等に該当するものとされています(令6の7②、規16の7②)。</p> <p>なお、前ページa又はbに掲げる要件のいずれかを満たすことにより報告金融機関等に該当することとなった者は、特定取引を行う際、当該報告金融機関等との間で当該特定取引を行う者がそれを認識することができるよう必要な措置を講じておかなければならないこととされています(規16の7③)。</p> <p>(4) 共通報告基準上の「投資事業体(Investment Entity)」に相当するもの</p> <p>イ 次に掲げる法人(その財産の運用を金融商品取引業者等(金融商品取引法第34条に規定する金融商品取引業者等をいいます。ロ及びハにおいて同じです。)、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が同法第28条第4項各号に掲げる行為(ロ、ハ及び(注)において「投資運用業」といいます。)として行う場合に限りします。)(令6の7①四)</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社 (ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人 (ハ) 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社 <p>(ニ) 外国の法令に準拠して設立された法人で(イ)から(ハ)までに掲げる法人に類するもの</p> <p>ロ 次に掲げる組合又は団体(その財産の運用を金融商品取引業者等、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が投資運用業として行う場合に限りします。)の契約の区分に応じそれぞれ次に定める者(令6の7①五)</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 民法第667条第1項に規定する組合契約 当該組合契約によって成立する組合の業務を執行する組合員 (ロ) 匿名組合契約(当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含みます。(ロ)において同じです。) 当該匿名組合契約に基づいて出資を受ける者 (ハ) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約 当該投資事業有限責任組合契約によって成立する同法第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合の業務を執行する無限責任組合員 (ニ) 有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約 当該有限責任事業組合契約によって成立する同法第2条に規定する有限責任事業組合の業務を執行する同法第29条第3項に規定する組合員 (ホ) 外国における(イ)から(ニ)までに掲げる契約に類する契約 当該契約によって成立する団体に係る(イ)から(ニ)までに定める者に類する者 	<p>参照条文</p> <p>前ページ参照</p>

2. 本制度の対象者等に関連する用語

(新規特定取引、既存特定取引、報告金融機関等、営業所等、特定取引、特定取引から除外される取引)

用語	内容	参照条文
<p>報告金融機関等</p>	<p>(「(4) 共通報告基準上の「投資事業体」に相当するもの」の続き)</p> <p>ハ 信託(委託者のみが受益者である信託以外の信託に限り、かつ、その信託財産の運用を金融商品取引業者等、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が投資運用業として行う場合に限ります。)の受託者(令6の7①六)</p> <p>(注) (4)イからハマまでに掲げる者のうち報告金融機関等とされるのは、平成23年1月1日(イに掲げる法人、ロに掲げる者に係るロに規定する組合若しくは団体又はハに掲げる者に係るハに規定する信託((注)において「投資法人等」といい、その財産の運用を海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が投資運用業として行う場合に限ります。)にあつては、平成30年1月1日)以後に開始する当該投資法人等に係る事業年度又は計算期間のうち連続する3事業年度又は3計算期間において、当該投資法人等の収入金額の合計額のうち有価証券又はデリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいいます。「特定法人」の項の10(注5)e(13ページ)において同じです。)に係る権利に対する投資に係る収入金額の合計額の占める割合が50%以上であるものに限ります(規16の7①二)。</p> <p>(4)イからハマまでに掲げる者が上記の要件を満たした場合には、その者は、最初にその要件を満たした期間の末日から2年を経過した日の属する年の12月31日後、報告金融機関等に該当するものとされています(令6の7②、規16の7②)。</p> <p>なお、上記の要件を満たすことにより報告金融機関等に該当することとなった者は、特定取引を行う際、当該報告金融機関等との間で当該特定取引を行う者がそれを認識することができるよう必要な措置を講じておかなければならないこととされています(規16の7③)。</p>	<p>前々ページ参照</p>
<p>営業所等</p>	<p>国内(法の施行地をいいます。)にある営業所又は事業所(報告金融機関等のうち、「報告金融機関等」の項の(4)ロに掲げる者(5ページ)にあつては、(4)ロ(イ)から(ホ)までに掲げる契約によって成立する組合又は団体の事務所)をいいます(法10の5⑧二、令6の7③)。</p>	<p>法10の5⑧二、 令6の7③</p>
<p>特定取引 (次ページに続く)</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める取引(報告を免れるおそれがない取引として除外される一定の取引を除きます。)をいいます(法10の5⑧三、令6の8、規16の8②)。</p> <p>(1) 「報告金融機関等」の項の(1)から(3)までに掲げる者(共通報告基準上の「預金機関」、「特定保険会社」、「保管機関」に相当するもの)(4ページ)との間で行われる場合 次に掲げる取引</p> <p>イ 預金又は貯金の預入れを内容とする契約の締結</p> <p>ロ 定期積金等(銀行法第2条第4項に規定する定期積金等をいいます。)の預入れを内容とする契約の締結</p> <p>ハ 無尽業法第1条に規定する無尽に係る契約の締結</p> <p>ニ 保険業法第2条第1項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約(再保険契約を除く。へにおいて「保険契約」といいます。)の締結</p>	<p>法10の5⑧三、 令6の8、 規16の8②</p>

2. 本制度の対象者等に関連する用語

(新規特定取引、既存特定取引、報告金融機関等、営業所等、特定取引、特定取引から除外される取引)

用語	内容	参照条文
<p>特定取引 (次ページに続く)</p>	<p>(「(1)「報告金融機関等」の項の(1)から(3)までに掲げる者との間で行われる場合」の続き)</p> <p>ホ 農業協同組合法第10条第1項第10号、水産業協同組合法第11条第1項第12号、第93条第1項第6号の2若しくは第100条の2第1項第1号又は消費生活協同組合法第10条第1項第4号に規定する共済に係る契約(へにおいて「共済に係る契約」といいます。)の締結</p> <p>へ 保険契約又は共済に係る契約に基づく年金(人の生存を事由として支払が行われるものに限り。)、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の受取</p> <p>ト 信託(「報告金融機関等」の項の(4)ハの信託(共通報告基準上の「投資事業体」に相当するもの)(6ページ)を除きます。)に係る契約(金銭及び有価証券(金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券又は同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利をいいます。)以外の財産のみを信託財産とする定めのあるものを除きます。)の締結</p> <p>チ 社債、株式等の振替に関する法律第12条第1項又は第44条第1項の規定による同法第2条第1項に規定する社債等の振替を行うための口座の開設を受けることを内容とする契約の締結</p> <p>リ 金銭又は金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券の預託をすることを内容とする契約の締結</p> <p>(2)「報告金融機関等」の項の(4)イに掲げる者(共通報告基準上の「投資事業体」に相当するもの)(5ページ)との間で行われる場合 次に掲げるものの取得による当該法人との間の法律関係の成立</p> <p>イ 資産の流動化に関する法律第2条第5項に規定する優先出資、優先出資社員(同法第26条に規定する優先出資社員をいいます。)となる権利若しくは同法第5条第1項第2号ニ(2)に規定する引受権又は同法第2条第7項に規定する特定社債</p> <p>ロ 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口(ロにおいて「投資口」といいます。)、投資主(同条第16項に規定する投資主をいいます。)となる権利、投資口の割当てを受ける権利若しくは同条第17項に規定する新投資口予約権又は同条第19項に規定する投資法人債</p> <p>ハ 株式、株主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権若しくは新株予約権の割当てを受ける権利又は社債</p> <p>ニ 合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、社員となる権利若しくは出資の割当てを受ける権利又は社債</p> <p>ホ 外国の法令に基づく権利であつて、イからニまでに掲げる権利に類するもの</p>	<p>前ページ参照</p>

2. 本制度の対象者等に関連する用語

(新規特定取引、既存特定取引、報告金融機関等、営業所等、特定取引、特定取引から除外される取引)

用語	内容	参照条文
特定取引	<p>(「特定取引」の続き)</p> <p>(3) 「報告金融機関等」の項の(4)ロに掲げる者(共通報告基準上の「投資事業体」に相当するもの)(5ページ)との間で行われる場合「報告金融機関等」の項の(4)ロに掲げる契約(5ページ)の締結</p> <p>(4) 「報告金融機関等」の項の(4)ハに掲げる者(共通報告基準上の「投資事業体」に相当するもの)(6ページ)との間で行われる場合 信託行為、信託法第89条第1項に規定する受益者指定権等の行使、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託の受益者と受託者との間の法律関係の成立</p>	前々ページ参照
特定取引から除外される取引 (次ページ に続く)	<p>次に掲げる取引は、報告を免れるおそれがない取引として特定取引から除外することとされています(令6の8柱書、規16の8①)。</p> <p>(1) 「特定取引」の項の(1)イ、ロ若しくはニからトまで又は(4)に掲げる取引(6～8ページ)のうち、次に掲げるものに係るもの</p> <p>イ 勤労者財産形成促進法第6条第1項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第2項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第4項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約、同法第6条の2第1項に規定する勤労者財産形成給付金契約又は同法第6条の3第1項に規定する勤労者財産形成基金契約</p> <p>ロ 確定給付企業年金法第65条第3項に規定する資産管理運用契約、企業年金基金が同法第66条第1項の規定により締結する同法第65条第1項各号に掲げる契約又は同法第66条第2項に規定する信託の契約</p> <p>ハ 確定拠出年金法第8条第2項に規定する資産管理契約又は同法第23条第1項(同法第73条において準用する場合を含みます。)の政令で定める運用の方法に該当する同項各号に掲げる運用の方法に係る契約</p> <p>(2) 「特定取引」の項の(1)ニからヘまでに掲げる取引(6・7ページ)のうち、次に掲げるものに係るもの</p> <p>イ 保険契約(「特定取引」の項の(1)ニの保険契約(6ページ)をいいます。(2)及び「特定法人」の項の(10)(注5)f(13ページ)において同じです。)又は共済に係る契約(「特定取引」の項の(1)ホの共済に係る契約(7ページ)をいいます。ロ及び「特定法人」の項の(10)(注5)f(13ページ)において同じです。)であって、年金(人の生存を事由として支払が行われるものに限ります。)、満期保険金、満期返戻金又は満期共済金を支払う旨の定めがないもの(期間の限定がなく、人の死亡を事由として支払が行われるものであって、かつ、保険料又は共済掛金を一時に払い込むことを内容とするものを除きます。)</p>	令6の8柱書、 規16の8①

2. 本制度の対象者等に関連する用語

(新規特定取引、既存特定取引、報告金融機関等、営業所等、特定取引、特定取引から除外される取引)

用語	内容	参照条文
<p>特定取引から除外される取引 (次ページに続く)</p>	<p>(「(2) 「特定取引」の項の(1)ニからへまでに掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの」の続き)</p> <ul style="list-style-type: none">ロ 法人税法附則第20条第3項に規定する適格退職年金契約、被用者の給与等から控除される金銭を保険料とする保険契約、普通保険約款において、団体若しくは団体の代表者を契約者とし、当該団体に所属する者を保険法第2条第4号に規定する被保険者とする事となっている保険契約若しくは保険業法施行規則第83条第1号イからホまで若しくは同号リからヲまでに掲げる保険契約又はこれらに相当する共済に係る契約 <p>(3) 「特定取引」の項の(1)ト又は(4)に掲げる取引(7・8ページ)のうち、次に掲げるものに係るもの</p> <ul style="list-style-type: none">イ 信託に係る契約であって、その受益権が振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいいます。(6)において同じです。)によって取り扱われるもの又はその受益権を表示する有価証券(金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券をいいます。(6)において同じです。)が金融商品取引業者等(同法第34条に規定する金融商品取引業者等をいいます。(6)において同じです。)を通じて取得されるものロ 社債、株式等の振替に関する法律第51条第1項の規定により締結する加入者保護信託契約、金融商品取引法第43条の2第2項の規定による信託に係る契約、金融商品取引業等に関する内閣府令第142条の5第1項に規定する商品顧客区分管理信託に係る契約、同令第143条の2第1項に規定する顧客区分管理信託に係る契約、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成26年内閣府令第11号)附則第2条第1項第1号の規定による信託に係る契約、資金決済に関する法律第16条第1項に規定する発行保証金信託契約、同法第45条第1項に規定する履行保証金信託契約又は商品先物取引法施行規則第98条第1項第1号及び第98条の3第1項第1号の規定による信託に係る契約ハ 犯収法規第3条各号に掲げる契約 <p>(4) 「特定取引」の項の(1)チに掲げる取引(7ページ)のうち、社債、株式等の振替に関する法律第69条の2第3項本文(同法第121条及び第276条(第1号に係る部分に限ります。))において準用する場合を含みます。)、第127条の6第3項本文、第131条第3項本文(同法第228条第1項、第235条第1項、第239条第1項及び第276条(第2号に係る部分に限ります。))において準用する場合を含みます。)、第167条第3項本文(同法第247条の3第1項及び第276条(第3号に係る部分に限ります。))において準用する場合を含みます。)及び第196条第3項本文(同法第276条(第4号に係る部分に限ります。))において準用する場合を含みます。)に規定する申出による口座の開設に係るもの</p>	<p>前ページ参照</p>

2. 本制度の対象者等に関連する用語

(新規特定取引、既存特定取引、報告金融機関等、営業所等、特定取引、特定取引から除外される取引)

用語	内容	参照条文
<p>特定取引から除外される取引</p>	<p>(「特定取引から除外される取引」の続き)</p> <p>(5) 「特定取引」の項の(1)チ又はハに掲げる取引(7ページ)のうち、(1)イ若しくはハに掲げるもの(8ページ)又は次に掲げるものに係るもの</p> <p>イ 金融商品取引法施行令第1条の3の3第5号及び第6号に規定する権利に係る契約</p> <p>ロ 租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座及び同法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座</p> <p>(6) 「特定取引」の項の(2)に掲げる取引(7ページ)のうち、「特定取引」の項の(2)イからホまでに掲げるもの(7ページ)(6)において「株式等」といいます。)が振替機関によって取り扱われるもの又は株式等に係る権利を表示する有価証券が金融商品取引業者等を通じて取得されるものに係るもの</p> <p>(7) 「特定取引」の項に掲げる取引(6～8ページ)のうち、次に掲げるものに係るもの</p> <p>イ 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて当該取引を行う者(内国法人に限るものとし、特定組合員等に相当する者を除きます。)が遺産法人等(当該遺産法人等に係る被相続人の居住地国が我が国である場合における当該遺産法人等に限り、)である場合における当該取引に係る契約</p> <p>ロ 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて当該取引に係る契約を締結していた者(個人に限るものとし、特定組合員等である者を除きます。ロにおいて同じです。)が死亡した場合において、当該個人に係る遺産(当該取引に係る契約に係るものに限り、)が遺産法人等であるとき(当該報告金融機関等が当該個人の死亡診断書、死体検案書その他当該個人の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写しのいずれかを取得しているときに限り、)における当該取引に係る契約</p>	<p>前々ページ参照</p>

3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告金融機関等による特定手続の実施等に関連する用語

(1) 共通(特定対象者、特定法人、実質的支配者、特定組合員等)

用語	内容	参照条文
<p>特定対象者</p>	<p>特定取引を行う者をいいます。ただし、①特定取引を行う者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る実質的支配者があるときにあっては、当該特定法人及びその実質的支配者とされ、②特定取引を行う者が特定組合員等(信託の受託者にあっては、当該信託が「居住地国」の項の(1)に掲げる法人等(15ページ)に該当する場合における当該受託者に限ります。)である場合にあっては、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る「特定組合員等」の項の(1)から(3)までに掲げるもの(14ページ)が特定対象者となります(法10の5①前段)。</p>	<p>法10の5①前段</p>
<p>特定法人 (次ページに続く)</p>	<p>次に掲げる法人以外の法人をいいます(法10の5⑧四、令6の9①)。</p> <p>(1) その発行する株式が外国金融商品取引所(注1)又は金融商品取引所(注1)において上場されている法人 (注1)「外国金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいい(法10の5⑧四)、「金融商品取引所」とは、同項に規定する金融商品取引所をいいます(令6の9①一)。</p> <p>(2) (1)に掲げる法人(ロにおいて「上場法人」といいます。)と他の法人との間に次に掲げる関係がある場合における当該他の法人</p> <p>イ いずれか一方の法人が他方の法人を直接又は間接に支配する関係(注2)</p> <p>ロ 同一の者が当該上場法人及び当該他の法人を直接又は間接に支配する関係(注2)</p> <p>(注2)「直接又は間接に支配する関係」とは、一方の法人と他方の法人との間に当該他方の法人が次に掲げる法人に該当する関係がある場合における当該関係をいいます(令6の9②)。</p> <p>(イ) 当該一方の法人が法人を支配している場合(注3)における当該法人(例:子会社)</p> <p>(ロ) (イ)に掲げる法人又は当該一方の法人及び(イ)に掲げる法人が他の法人を支配している場合(注3)における当該他の法人(例:孫会社)</p> <p>(ハ) (ロ)に掲げる法人又は当該一方の法人及び(イ)及び(ロ)に掲げる法人が他の法人を支配している場合(注3)における当該他の法人(例:曾孫会社)</p> <p>(注3)「他の法人を支配している場合」とは、他の法人の発行済株式の過半を有する場合、他の法人の重要事項に関する議決権の過半を有する場合等をいいます(令6の9③、法人税法施行令4③)。</p> <p>(3) 国、地方公共団体若しくは日本銀行又は外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは我が国が加盟している国際機関</p>	<p>法10の5⑧四、 令6の9、 規16の9</p>

3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告金融機関等による特定手続の実施等に関連する用語

(1) 共通(特定対象者、特定法人、実質的支配者、特定組合員等)

用語	内容	参照条文
<p style="text-align: center;">特定法人 (次ページに続く)</p>	<p>(「特定法人」の続き)</p> <p>(4) (3)に掲げる法人が資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部を出資している法人</p> <p>(5) 法人税法別表第一に掲げる法人及び同法別表第二に掲げる法人(同法第2条第13号に規定する収益事業を行っていないものに限り。)</p> <p>(6) 外国報告金融機関等(報告金融機関等で、外国の法令に準拠して設立された法人であるものをいいます。(7)において同じです。)以外の報告金融機関等(法人に限り。)</p> <p>(7) 外国の法令に準拠して設立された法人(外国報告金融機関等を除きます。)で(6)に掲げる法人に類するもの及び外国報告金融機関等(これらのうち外国(報告対象国(28ページ)及び一定の相手国等(注4)を除きます。(11)において同じです。)の法令に準拠して設立された「報告金融機関等」の項の(4)イからハまでに掲げる者(5・6ページ)に類するものを除きます。)</p> <p>(注4) 具体的には、相手国等(租税条約等の我が国以外の締約国又は締約者をいいます(法2三)。「報告対象国」の項(28ページ)において同じです。)のうち、アラブ首長国連邦、アンギラ、英領バージン諸島、クウェート、ケイマン諸島、タークス及びカイコス諸島、ナウル、バーレーン、バハマ、バミューダ諸島又はマーシャルに係るものをいいます(規16の9①)。</p> <p>(8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項第1号に規定する持株会社であって、法令又は定款の規定により、その同条第5項に規定する子会社(報告金融機関等を除きます。)の経営管理を行うこと及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができないことが定められているもの</p> <p>(9) 主として(2)イ又はロに掲げる関係にある法人(報告金融機関等を除きます。)に対する出資、融資その他これらに準ずる取引を行うことを業務とする法人</p> <p>(10) 法人の直前の事業年度(10)において「直前事業年度」といいます。)が次に掲げる要件の全てに該当する場合における当該法人</p> <p>イ 直前事業年度の総収入金額のうち当該直前事業年度の投資関連所得(注5)に係る収入金額の占める割合が50%に満たないこと。</p> <p>ロ 直前事業年度終了の時の総資産の額のうち当該直前事業年度の投資関連所得の基因となる当該直前事業年度終了の時の資産の額の合計額の占める割合が50%に満たないこと。</p>	<p style="text-align: center;">前ページ参照</p>

3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告金融機関等による特定手続の実施等に関連する用語

(1) 共通(特定対象者、特定法人、実質的支配者、特定組合員等)

用語	内容	参照条文
特定法人	<p>(「特定法人」の続き)</p> <p>(注5) 「投資関連所得」とは、次に掲げる所得(c及びdに掲げる所得にあつては、事業から生ずるものを除きます。)をいいます(規16の9②)。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 所得税法第23条第1項に規定する利子所得 b 所得税法第24条第1項に規定する配当所得 c 不動産、不動産の上に存する権利、船舶若しくは航空機(cにおいて「不動産等」といいます。)の貸付け(その他他人に不動産等を使用させることを含みます。)又はその譲渡による所得 d 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの若しくは著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含みます。)の使用料又はその譲渡による所得 e 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利の譲渡による所得 f 保険契約又は共済に係る契約に基づき生ずる所得 g 貸付金(これに準ずるものを含みます。)の利子 h 所得税法第174条第3号から第8号までに掲げる給付補填金、利息、利益又は差益 i 外国通貨で表示された預貯金を本邦通貨又は当該外国通貨以外の外国通貨に換算することにより生ずる所得 j 「報告金融機関等」の項の(4)ロ(ロ)に規定する匿名組合契約(5ページ)に基づいて受ける利益の分配 k aからjまでに掲げるもののほか、資産の運用、保有又は譲渡による所得のうちこれらに類するもの <p>(11) その設立の日以後2年を経過していない法人であつて、その事業を開始していないもの(外国の法令に準拠して設立された「報告金融機関等」の項の(4)イからハまでに掲げる者(5・6ページ)に類する法人を除きます。)</p>	前々ページ参照
実質的支配者	<p>法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものをいい(法10の5⑧五)、具体的には、犯収法第4条第1項若しくは第2項又は犯収法規第20条第3項(同条第1項第24号に係る部分に限ります。)の規定により、同令第11条第2項各号に定める者として確認された者とされています(規16の10)。</p>	法10の5⑧五、 規16の10

3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告金融機関等による特定手続の実施等に関連する用語

(1) 共通(特定対象者、特定法人、実質的支配者、特定組合員等)

用語	内容	参照条文
<p style="text-align: center;">特定組合員等</p>	<p>次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める者をいいます(法10の5⑥六)。</p> <p>(1) 組合契約(民法第667条第1項に規定する組合契約(注)又は匿名組合契約等(匿名組合契約及び外国におけるこれに類する契約をいいます。(1)において同じです。))をいいます。(1)において同じです。)によって成立する組合 組合契約を締結している組合員(匿名組合契約等にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者)であつて、特定取引を当該組合契約によつて成立する組合の業務として行うもの</p> <p>(注) これに類するものとして次に掲げる契約を含みます(令6の10)。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約 b 有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約 c 外国における次に掲げる契約に類する契約 <ul style="list-style-type: none"> (a) 民法第667条第1項に規定する組合契約 (b) a及びbに掲げる契約 <p>(2) (1)に掲げる組合に準ずる事業体 特定取引を当該事業体の業務として行う者</p> <p>(3) 信託 信託の受託者であつて、特定取引を当該信託の業務として行うもの</p>	<p style="text-align: center;">法10の5⑥六、 令6の10</p>

3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告金融機関等による特定手続の実施等に関連する用語

(2) 届出書の提出関連(新規・任意・異動届出書、居住地国、法人等、特定信託受託者、遺産法人等、法人番号確認書類、法人番号保有者、法人確認書類、居住地国確認書類)

用語	内容	参照条文
新規届出書	<p>報告金融機関等との間でその営業所等を通じて新規特定取引を行う者が提出しなければならないこととされている、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国、外国の納税者番号等一定の事項を記載した届出書をいいます(法10の5①前段、規16の2①)。</p> <p>(注) 一定の場合、当該新規届出書の提出に併せて、法人番号確認書類の提示が必要となります。</p>	法10の5①前段、 規16の2①
任意届出書	<p>報告金融機関等との間でその営業所等を通じて既存特定取引を行った者で平成28年12月31日において当該特定取引に係る契約を締結している者が提出する、新規届出書に記載すべき事項及び報告金融機関等が特定取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号を記載した届出書をいいます(法10の5③前段、規16の4①)。</p> <p>(注) 当該任意届出書の提出に併せて、居住地国確認書類の提示が必要となります。</p>	法10の5③前段、 規16の4①
異動届出書	<p>新規届出書又は任意届出書を提出した者が、当該届出書に記載された事項のうち特定対象者の居住地国等一定の事項について異動を生じた場合に、その異動を生じた日(注1)から3月を経過する日(注2)までに、これらの届出書を提出した報告金融機関等の営業所等の長に提出しなければならないこととされている、その異動を生じた後の当該特定対象者の居住地国等一定の事項を記載した届出書をいいます。また、当該異動届出書の提出をした後、再びその異動を生じた場合についても、同様とすることとされています(法10の5④、令6の4③、規16の5)。</p> <p>(注1) その異動を生じた事項がその者に係る実質的支配者に係るものである場合には、その異動を生じたことを知った日となります。</p> <p>(注2) 異動届出書を提出する者が法人又は特定組合員等である場合には、その異動を生じた日の属する年の12月31日又はその異動を生じた日から3月を経過する日のいずれか遅い日となります。</p>	法10の5④、 令6の4③、 規16の5
居住地国 (次ページに続く)	<p>次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域をいいます(法10の5⑧七)。</p> <p>(1) 外国の法令において、当該外国に住所を有し、若しくは一定の期間を超えて居所を有し、若しくは本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより、又は当該外国の国籍を有することその他これに類する基準により、所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている個人(租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者でないものとみなされる居住者(所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者をいいます。(3)において同じです。))を除きます。)又は法人等(法人又は「特定組合員等」の項の(1)から(3)までに掲げるもの(14ページ)をいいます。(2)及び(3)において同じです。) 当該外国</p>	法10の5⑧七

3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告金融機関等による特定手続の実施等に関連する用語

- (2) 届出書の提出関連(新規・任意・異動届出書、居住地国、法人等、特定信託受託者、遺産法人等、法人番号確認書類、法人番号保有者、法人確認書類、居住地国確認書類)

用語	内容	参照条文
居住地国	(「居住地国」の続き) (2) 外国にその財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が所在する法人等((1)に掲げるもの、内国法人及び信託を除きます。) 当該外国 (3) 居住者又は法人等((1)及び(2)に掲げるもの並びに信託を除きます。) 我が国	前ページ 参照
法人等	法人又は「特定組合員等」の項の(1)から(3)までに掲げるもの(14ページ)をいいます(法10の5⑧七イ)。	法10の5⑧七イ
特定信託受託者	特定組合員等(「居住地国」の項の(1)に掲げる法人等(15ページ)に該当する信託以外の信託の受託者に限りません。)をいいます(規16の2①二イ)。	規16の2①二イ
遺産法人等	遺産の準拋法によつて 被相続人の遺産が法人等とされるものをいいます(規16の2①二ロ)。	規16の2①二ロ
法人番号確認書類	次に掲げる書類のいずれかをいいます(令6の2①、規16の2④)。 (1) 法人番号通知書(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第38条(同令第39条第4項において準用する場合を含みます。)の規定による通知に係る書面をいい、内国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の記載のあるものに限り、(2)イにおいて同じです。)で、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたもの (2) イ又はロに掲げる書類及び法人確認書類 イ 法人番号通知書((1)に掲げるものを除きます。) ロ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第39条第4項の規定により公表されている内国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含みます。ロにおいて同じです。))と当該内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。)に係る電子計算機を用いて出力することにより作成した書面(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたものに限り、(2)イにおいて同じです。)	令6の2①、 規16の2④

3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告金融機関等による特定手続の実施等に関連する用語

(2) 届出書の提出関連(新規・任意・異動届出書、居住地国、法人等、特定信託受託者、遺産法人等、法人番号確認書類、法人番号保有者、法人確認書類、居住地国確認書類)

用語	内容	参照条文
法人番号保有者	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第39条第4項に規定する法人番号保有者をいいます(令6の2②)。	令6の2②
法人確認書類	<p>内国法人の次に掲げる書類(当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限り。)(規16の2⑤)。</p> <p>(1) 当該内国法人の設立の登記に係る登記事項証明書(当該内国法人が設立の登記をしていないときは、当該内国法人を所轄する行政機関の長の当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類)若しくはこれらの書類の写し、印鑑証明書又は法令の規定に基づき官公署から送付を受けた許可、認可若しくは承認に係る書類(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に交付又は送付を受けたものに限り。)</p> <p>(2) 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料(所得税法第74条第2項各号に掲げる保険料、納付金又は掛金をいいます。)の領収証書(領収日付又は発行年月日の記載のあるもので、その日が報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内のものに限り。)</p>	規16の2⑤
居住地国確認書類 (次ページ に続く)	<p>次に掲げるもの(特定法人に係る実質的支配者を除きます。)の区分に応じそれぞれ次に定める書類(そのものの氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものに限り。)(規16の4②)。</p> <p>(1) 個人 当該個人の次に掲げる書類のいずれか</p> <p>イ 住民票の写し、住民票の記載事項証明書(地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいいます。)、戸籍の附票の写し又は印鑑証明書(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたものに限り。)</p> <p>ロ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード(注1)で報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの</p> <p>(注1) 住民基本台帳カードがその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、当該住民基本台帳カードで報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なものも該当します(平成28年改正規附則②)。</p> <p>ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証</p>	規16の4②

3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告金融機関等による特定手続の実施等に関連する用語

(2) 届出書の提出関連(新規・任意・異動届出書、居住地国、法人等、特定信託受託者、遺産法人等、法人番号確認書類、法人番号保有者、法人確認書類、居住地国確認書類)

用語	内容	参照条文
<p>居住地国確認書類 (次ページに続く)</p>	<p>(「(1) 個人」の続き)</p> <p>ニ 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいいます。)、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳(注2)</p> <p>(注2) 国民年金手帳が年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和3年厚生労働省令第115号)附則第6条第1項の規定により同項に規定する書類とみなされる間は、当該国民年金手帳も該当します(令和4年改正規則②)。</p> <p>ホ 道路交通法第92条第1項に規定する運転免許証(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なものに限ります。)又は同法第104条の4第5項(同法第105条第2項において準用する場合を含みます。)に規定する運転経歴証明書(道路交通法施行規則別記様式第19の3の10の様式によるものに限ります。)</p> <p>ヘ 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料(所得税法第74条第2項に規定する社会保険料をいいます。)の領収証書(領収日付又は発行年月日の記載のあるもので、その日が報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内のものに限ります。)</p> <p>ト 旅券(出入国管理及び難民認定法第2条第5号に規定する旅券をいいます。)で報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの</p> <p>チ 出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書で、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの</p> <p>リ イからチまでに掲げる書類のほか、官公署(日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関を含みます。(2)から(4)までにおいて同じです。)から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるもの)にあっては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの)に限ります。)</p>	<p>前ページ参照</p>

3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告金融機関等による特定手続の実施等に関連する用語

- (2) 届出書の提出関連(新規・任意・異動届出書、居住地国、法人等、特定信託受託者、遺産法人等、法人番号確認書類、法人番号保有者、法人確認書類、居住地国確認書類)

用語	内容	参照条文
<p>居住地国確認書類 (次ページに続く)</p>	<p>(2) 法人 当該法人の次に掲げる書類のいずれか</p> <p>イ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書(当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類)若しくはこれらの書類の写し、印鑑証明書又は法令の規定に基づき官公署から送付を受けた許可、認可若しくは承認に係る書類(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に交付又は送付を受けたものに限りま す。)</p> <p>ロ 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料(所得税法第74条第2項各号に掲げる保険料、納付金又は掛金をいいます。)の領収証書(領収日付又は発行年月日の記載のあるもので、その日が報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内のものに限りま す。)</p> <p>ハ イ及びロに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるもの にあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの)に限りま す。)</p> <p>(3) 人格のない社団等(法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等をいいます。(3)において同じ です。) 当該人格のない社団等の次に掲げる書類のいずれか</p> <p>イ 当該人格のない社団等の定款、寄附行為、規則又は規約(名称及び主たる事務所の所在地に関する事項 の定めがあるものに限りま す。)の写しで、その代表者又は管理人の当該人格のない社団等のものである旨を 証する事項の記載のあるもの</p> <p>ロ (2)ロに掲げる書類</p> <p>ハ イ及びロに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるもの にあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの)に限りま す。)</p> <p>(4) 「特定組合員等」の項の(1)に掲げる組合(14ページ) 当該組合の次に掲げる書類のいずれか</p> <p>イ 当該組合の組合契約書の写しで、その代表者その他これに準ずるものの当該組合のものである旨を証する 事項の記載のあるもの</p> <p>ロ イに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるもの にあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの)に限りま す。)</p>	<p>前々ページ参照</p>

3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告金融機関等による特定手続の実施等に関連する用語

- (2) 届出書の提出関連(新規・任意・異動届出書、居住地国、法人等、特定信託受託者、遺産法人等、法人番号確認書類、法人番号保有者、法人確認書類、居住地国確認書類)

用語	内容	参照条文
居住地国確認書類	<p>(「居住地国確認書類」の続き)</p> <p>(5) 「特定組合員等」の項の(2)に掲げる事業体(14ページ) 当該事業体の(4)イ又はロに掲げる書類に準ずるもののいずれか</p> <p>(6) 「特定組合員等」の項の(3)に掲げる信託(14ページ) 当該信託の次に掲げる書類のいずれか(当該信託が「居住地国」の項の(1)に掲げる法人等(15ページ)に該当する信託以外の信託である場合には、次に掲げる書類のいずれか及び(1)から(3)までに掲げる当該信託の受託者の区分に応じ(1)から(3)までに定める書類(当該受託者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものに限り。))</p> <p>イ 当該信託に係る信託契約書の写しで、その受託者の当該信託のものである旨を証する事項の記載のあるもの</p> <p>ロ イに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの(報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるもの)にあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの)に限り。)</p>	<p>17ページ参照</p>

3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告金融機関等による特定手続の実施等に関連する用語

- (3) 報告金融機関等による特定手続の実施関連(個人既存低額/高額特定取引契約者、法人既存特定取引契約者、特定取引契約資産額、住所等所在地国、特定取引データベース、特定取引関係書類、記録情報、証拠書類、特定業務担当者、確認記録等、住所等所在地国情報、本店所在地国情報、新情報)

用語	内容	参照条文
個人既存低額/高額 特定取引契約者	<p>(1) 個人既存低額特定取引契約者 個人既存特定取引契約者(注)で、平成28年12月31日において特定取引に係る契約(同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が1億円以下であるものに限ります。)を締結しているものをいいます(令6の3④一)。</p> <p>(2) 個人既存高額特定取引契約者 個人既存特定取引契約者(注)で、平成28年12月31日において特定取引に係る契約(同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が1億円を超えるものに限ります。)を締結しているものをいいます(令6の3④六)。 (注) 平成28年12月31日以前に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った個人(特定組合員等である個人を除きます。)をいいます(令6の3④二)。</p>	令6の3④一、二、六
法人既存 特定取引契約者	平成28年12月31日以前に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った法人で、同日において当該特定取引に係る契約を締結しているものをいいます(令6の3④七)	令6の3④七
特定取引契約資産額	<p>特定取引に係る契約(注1)に係る資産の価額をいいます(令6の3④三)。なお、その価額が外国通貨で表示された特定取引に係る契約に係る資産にあつては、外国通貨で表示された金額を、その年の12月31日(注2)における外国為替の売買相場により、本邦通貨表示の金額に換算した金額によることとされています(規16の3⑫)。</p> <p>(注1) 特定取引に係る契約が2以上の者と報告金融機関等との間でその営業所等を通じて締結されている場合には、当該特定取引に係る契約に係る特定取引契約資産額は、当該特定取引に係る契約に係る資産の価額とされています(規16の3⑬)。</p> <p>(注2) 令第6条の3第23項第2号の規定の適用がある場合にあつては同号に規定する該当しないこととなった日とされ、同項第4号の規定の適用がある場合にあつては同号に規定する行うこととなった日とされています。</p>	令6の3④三、 規16の3⑫⑬
住所等所在地国	特定対象者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域をいいます(法10の5②本文)。	法10の5②本文

3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告金融機関等による特定手続の実施等に関連する用語

(3) 報告金融機関等による特定手続の実施関連(個人既存低額/高額特定取引契約者、法人既存特定取引契約者、特定取引契約資産額、住所等所在地国、特定取引データベース、特定取引関係書類、記録情報、証拠書類、特定業務担当者、確認記録等、住所等所在地国情報、本店所在地国情報、新情報)

用語	内容	参照条文
特定取引データベース	<p>特定取引に係る情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいいます(令6の3④四)。</p>	令6の3④四
特定取引契約関係書類	<p>特定取引を行った者との間で締結している当該特定取引に係る契約に関する書類をいい(令6の3③本文)、具体的には、次に掲げるもの(いずれも直近のものに限ります。)とされています(規16の3①)。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定取引に係る契約に係る「証拠書類」の項の(1)又は(2)に掲げる書類(23ページ) (2) 特定取引に係る契約の契約書その他これに類する書類 (3) 特定取引に係る契約に係る代理権(「記録情報」の項(本ページ下段)及び「住所等所在地国情報(1)」の項の(5)(24ページ)において「代理権」といいます。)を証する書類 (4) 特定取引(「特定取引」の項の(1)イ及びロに掲げるもの(6ページ)を除きます。)に係る契約に係る資産のうちから継続的に送金をするための指図(「記録情報」の項(本ページ下段)及び「住所等所在地国情報(1)」の項(24ページ)において「自動送金指図」といいます。)に関する書類 	令6の3③本文、規16の3①
記録情報	<p>報告金融機関等の記録にある個人既存特定取引契約者の居住地国を示す情報、住所若しくは居所、電話番号若しくは自動送金指図、「住所等所在地国情報(2)」の項の情報(24ページ)又は代理権をいいます(令6の3③本文、規16の3②)。</p>	令6の3③本文、規16の3②

3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告金融機関等による特定手続の実施等に関連する用語

(3) 報告金融機関等による特定手続の実施関連(個人既存低額/高額特定取引契約者、法人既存特定取引契約者、特定取引契約資産額、住所等所在地国、特定取引データベース、特定取引関係書類、記録情報、証拠書類、特定業務担当者、確認記録等、住所等所在地国情報、本店所在地国情報、新情報)

用語	内容	参照条文
<p>証拠書類(注)</p>	<p>個人既存低額特定取引契約者の住所又は居所を証する次に掲げる書類(直近のものに限り、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを含まず。)をいいます(令6の3⑥、規16の3③)。</p> <p>(1) 犯収法規第7条第1号、第3号及び第4号(同条第1号に準ずるものに限り)に定める書類(その写しを含みます。)であって、当該書類の提出若しくは提示をした個人既存低額特定取引契約者の住居の記載があるもの又は当該書類に基づき行った確認を記録した書類であって、当該個人既存低額特定取引契約者の氏名及び住所若しくは居所、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項並びに当該書類の提出若しくは提示を受けた年月日の記載があるもの(同令第7条第1号ハに掲げる書類(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証及び私立学校教職員共済制度の加入者証に限り(1)において「被保険者証等」といいます。))及び同令第7条第4号に定める書類で被保険者証等に準ずるもの又はこれらに基づき行った確認を記録した書類にあつては、報告金融機関等がこれらの書類の提出又は提示を受けた日から5年を経過していないものに限り(1)に掲げる書類がない場合には、個人既存低額特定取引契約者(平成15年1月6日前に特定取引を行った者に限り)から取得した書類(その写しを含みます。)であつて、記載されている住所若しくは居所が報告金融機関等において記録されている現在の住所若しくは居所と同一であるもの又は当該書類に基づき行った確認を記録した書類であつて、当該個人既存低額特定取引契約者の氏名及び住所若しくは居所、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項並びに当該書類の提出若しくは提示を受けた年月日の記載があるもの(当該報告金融機関等が当該個人既存低額特定取引契約者に関し、その者の現在の住所又は居所が所在する国又は地域と異なる国又は地域に租税に関する法令の規定による報告を行っている場合を除きます。)</p> <p>(注) 共通報告基準上の「Documentary Evidence」に相当するものです。</p>	<p>令6の3⑥、 規16の3③</p>

3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告金融機関等による特定手続の実施等に関連する用語

(3) 報告金融機関等による特定手続の実施関連(個人既存低額/高額特定取引契約者、法人既存特定取引契約者、特定取引契約資産額、住所等所在地国、特定取引データベース、特定取引関係書類、記録情報、証拠書類、特定業務担当者、確認記録等、住所等所在地国情報、本店所在地国情報、新情報)

用語	内容	参照条文
特定業務担当者	報告金融機関等の役員、職員その他の従業者のうち、当該報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している者の需要に応じて、その者に対して継続的に特定取引に関する助言又は金融商品若しくは金融サービスに関し、照会若しくは相談に応じ、情報を提供し、若しくは勧誘する行為に関する業務を担当する者をいいます(令6の3⑦前段、規16の3④)。	令6の3⑦前段、 規16の3④
確認記録等	次の記録をいいます(令6の3⑭、規16の3⑦)。 (1) 犯収法第6条第1項に規定する確認記録 (2) 犯収法規第20条第3項後段の規定により別途作成することとされる記録	令6の3⑭、 規16の3⑦
住所等所在地国情報(1)	次の(1)から(5)までに掲げる情報をいいます(令6の3⑳五イ、規16の3⑭)。 (1) 居住地国を示す情報 (2) 現在の住所又は居所 (3) 電話番号(外国を登録地とするものに限り、他に我が国を登録地とするものがない場合に限りです。) (4) 自動送金指図 (5) 代理権を有する者の住所又は居所	令6の3⑳五イ、 規16の3⑭
住所等所在地国情報(2)	次の情報をいいます(令6の3⑳五ロ、規16の3⑮)。 (1) 報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している者宛ての郵便物(民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物を含みます。(2)において同じです。)を受け取る場所としてその者(その代理人を含みます。)により指定されている郵便局(簡易郵便局法第2条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所をいい、簡易郵便局(同法第7条第1項に規定する施設をいいます。)及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者の事業所又は営業所を含みます。(1)において同じです。)又は外国における郵便局に相当するものの所在地 (2) (1)の者の住所又は居所以外の場所で郵便物の宛先として指定されている場所((1)に掲げる場所を除きます。)	令6の3⑳五ロ、 規16の3⑮

3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告金融機関等による特定手続の実施等に関連する用語

- (3) 報告金融機関等による特定手続の実施関連(個人既存低額/高額特定取引契約者、法人既存特定取引契約者、特定取引契約資産額、住所等所在地国、特定取引データベース、特定取引関係書類、記録情報、証拠書類、特定業務担当者、確認記録等、住所等所在地国情報、本店所在地国情報、新情報)

用語	内容	参照条文
本店所在地国情報	<p>次の各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める場所をいいます(令6の3⑩、規16の3⑤)。</p> <p>(1) 法人既存特定取引契約者(特定取引を行った者が特定組合員等である場合にあっては、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る「特定組合員等」の項の(1)から(3)までに掲げるもの(14ページ)。(2)において「法人既存特定取引契約者等」といい、(2)に掲げるものを除きます。)本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所その他これらに類する場所</p> <p>(2) 法人既存特定取引契約者等(「特定組合員等」の項の(3)に掲げる信託(14ページ)に限ります。(2)において「特定信託」といいます。)次に掲げる場所</p> <p>イ 当該特定信託が「居住地国」の項の(1)に掲げる法人等(15ページ)に該当する場合には、当該法人等に係る「居住地国」の項の(1)に定める国又は地域に所在する「居住地国」の項の(1)の本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所その他これらに類する場所</p> <p>ロ 当該特定信託がイに規定する場合に該当しない場合には、当該特定信託に係る「特定組合員等」の項の(3)に定める者の本店又は主たる事務所の所在地(その者が個人である場合には、住所又は居所)、その事業が管理され、かつ、支配されている場所その他これらに類する場所</p>	令6の3⑩、 規16の3⑤

3. 本制度の対象者による届出書の提出及び報告金融機関等による特定手続の実施等に関連する用語

(3) 報告金融機関等による特定手続の実施関連(個人既存低額/高額特定取引契約者、法人既存特定取引契約者、特定取引契約資産額、住所等所在地国、特定取引データベース、特定取引関係書類、記録情報、証拠書類、特定業務担当者、確認記録等、住所等所在地国情報、本店所在地国情報、新情報)

用語	内容	参照条文
<p>新情報</p>	<p>特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が新規届出書(15ページ)若しくは任意届出書(15ページ)又は異動届出書(15ページ)(以下この項において「届出書等」といいます。)に記載された事項のうち特定対象者の居住地国等一定の事項と異なることを示す情報であって、具体的には、報告金融機関等が保存している記録に追加される情報のうち、届出書等(当該届出書等に係る規第16条の2第3項(規第16条の5第3項において準用する場合を含みます。))に規定する他の書類及び居住地国確認書類(17~20ページ)を含みます。)若しくは当該報告金融機関等による特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定の基因となった書類若しくはこれらの記載事項のうち次に掲げる事項に係るもの(これらに関して作成された記録を含みます。)が真実かつ正確であるものでないことを知り、若しくは知り得る状態であつたと認められることとなり、又は当該特定の基因となった住所等所在地国情報(1)(24ページ)及び住所等所在地国情報(2)(24ページ)並びに本店所在地国情報(25ページ)に関する状況の変化(当該特定対象者の次に掲げる事項に関連し、又は当該事項の内容と矛盾する情報を追加する結果となるものを含みます。)を示すもの(当該報告金融機関等が当該情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をする場合には、当該特定をする前における当該特定対象者の居住地国(当該届出書等に記載されたものに限ります。)又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域(当該報告金融機関等が特定をしたものに限ります。)と異なる国又は地域に関する情報に限ります。)をいいます(法10の5⑥、規16の5の2)。</p> <p>(1) 当該特定対象者(特定法人に係る実質的支配者を除きます。)の居住地国又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域</p> <p>(2) 当該特定対象者(特定取引を行った法人に限ります。)が特定法人に該当するかどうかに関する事項</p> <p>(3) 当該特定対象者(特定法人に限ります。)に実質的支配者があるかどうかに関する事項</p> <p>(4) 当該特定対象者(特定法人に係る実質的支配者に限ります。)の居住地国又は住所等所在地国と認められる国若しくは地域</p> <p>(5) 当該特定対象者(特定取引を行った法人に限ります。)が報告対象外となる者(27ページ)に該当するかどうかに関する事項</p>	<p>法10の5⑥、 規16の5の2</p>

4. 報告金融機関等による報告に関連する用語

(報告対象外となる者、外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるもの、報告対象契約、報告対象国、特定居住地国、不記録口座)

用語	内容	参照条文
報告対象外となる者	<p>「特定法人」の項の(1)から(3)まで及び(7)に掲げる法人(11・12ページ)並びに外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるもの(本ページ下段)が報告対象外となる者となります。(法10の6①、令6の14①)。</p>	<p>法10の6①、 令6の14①</p>
<p>外国政府又は 外国の地方公共団体 に準ずるもの</p>	<p>法人で次に掲げる要件の全てを満たすものをいいます(規16の12①)。</p> <p>(1) 外国の政府又は地方公共団体(以下この項において「外国政府等」といいます。)との間に完全支配関係(注)があること。</p> <p>(注)「完全支配関係」とは、次に掲げる者のいずれかが法人の発行済株式又は出資(当該法人が有する自己の株式又は出資を除きます。(注)において「発行済株式等」といいます。)の全部を保有する場合における当該者と当該法人との間の関係((注)において「直接完全支配関係」といいます。)をいいます。この場合において、当該者及びこれとの間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該者との間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の全部を保有するときは、当該者は当該他の法人の発行済株式等の全部を保有するものとみなすこととされています(規16の12②)。</p> <p>a 一の外国の政府(当該外国の一又は二以上の地方公共団体を含みます。)</p> <p>b 一の外国の一又は二以上の地方公共団体</p> <p>(2) 法人の純利益の額が、当該法人又は当該法人に係る外国政府等グループ(上記(1)の外国政府等及び当該外国政府等による完全支配関係がある他の法人の集団をいいます。この項において同じです。)に属する他の法人の確定した決算において経理される場合(次に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除きます。)における当該法人であること。</p> <p>イ 法人の行う事業が、公共の福祉の増進に寄与することを目的とせず、かつ、当該外国政府等の事業に関連しない場合</p> <p>ロ 法人の事業活動からもたらされる経済的利益が当該外国政府等グループに属する法人以外の者によって享受される場合において、当該経済的利益の享受が当該法人の事業の目的に照らして適当であると認められないとき</p> <p>ハ 法人が銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業を行う場合には、当該金融業に係る事業活動から生ずる所得の全部又は一部が当該外国政府等グループに属する法人以外の者に帰属するとき</p> <p>(3) 法人が解散したときは、その残余財産の全部が当該法人に係る(2)の外国政府等グループに属する他の法人に帰属すること。</p>	<p>規16の12①②</p>

4. 報告金融機関等による報告に関連する用語

(報告対象外となる者、外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるもの、報告対象契約、報告対象国、特定居住地国、不記録口座)

用語	内容	参照条文
報告対象契約	<p>特定取引に係る契約のうち次に掲げるものをいいます(法10の6②、令6の14③)。</p> <p>(1) 特定居住地国が報告対象国である者(特定居住地国が報告対象国である「特定組合員等」の項の(1)から(3)までに掲げるもの(14ページ)に係る特定組合員等を含みます。)が締結しているもの</p> <p>(2) 特定居住地国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人で、当該特定法人に係る実質的支配者の特定居住地国が報告対象国である特定法人が締結しているもの</p> <p>(3) 不記録口座(本ページ下段)</p>	法10の6②、 令6の14③
報告対象国	<p>相手国等のうち一定の国又は地域をいい(法10の6②一)、具体的には、相手国等のうち規別表に掲げる国又は地域をいいます(規16の12⑩)。</p>	法10の6②一、 規16の12⑩、別表
特定居住地国	<p>次に掲げる国又は地域をいいます(法10の6①)。</p> <p>(1) 新規届出書若しくは任意届出書又は異動届出書に特定対象者の居住地国として記載された国又は地域</p> <p>(2) 特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域として特定された国又は地域</p>	法10の6①
不記録口座	<p>報告金融機関等による報告が必要な次に掲げる契約をいいます(法10の6②三、令6の14③)。</p> <p>(1) 令第6条の3第5項(第6条の6第5項において準用する場合を含みます。(1)において同じです。)の規定による任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示の要求をした場合において、当該任意届出書の提出及び当該居住地国確認書類の提示がなかったときにおける令第6条の3第5項に規定する個人既存低額特定取引契約者の締結する特定取引に係る契約</p> <p>(2) 令第6条の3第9項(第6条の6第8項において準用する場合を含みます。(2)において同じです。)の規定による任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示の要求をした場合において、当該任意届出書の提出及び当該居住地国確認書類の提示がなかったときにおける令第6条の3第9項に規定する個人既存高額特定取引契約者の締結する特定取引に係る契約</p>	法10の6②三、 令6の14③

5. 索引

用語	ページ	用語	ページ	用語	ページ
(あ) 遺産法人等	16	新規特定取引	3	(な) 任意届出書	15
異動届出書	15	新規届出書	15	(は) 不記録口座	28
営業所等	6	新情報	26	報告金融機関等	4~6
(か) 外国政府又は外国の 地方公共団体に準ずるもの	27	(た) 特定業務担当者	24	報告対象外となる者	27
確認記録等	24	特定居住地国	28	報告対象契約	28
既存特定取引	3	特定組合員等	14	報告対象国	28
居住地国	15~16	特定信託受託者	16	法人確認書類	17
居住地国確認書類	17~20	特定対象者	11	法人既存特定取引契約者	21
記録情報	22	特定取引	6~8	法人等	16
個人既存低額/高額 特定取引契約者	21	特定取引から 除外される取引	8~10	法人番号確認書類	16
(さ) 実質的支配者	13	特定取引契約関係書類	22	法人番号保有者	17
住所等所在地国	21	特定取引契約資産額	21	本店所在地国情報	25
住所等所在地国情報	24	特定取引データベース	22		
証拠書類	23	特定法人	11~13		